

## 「障害見舞金」の請求に関する申告書

「障害見舞金」は加入者（発効日または更新日現在の年齢が満66歳未満の方に限り）が共済期間中にはじめて特定の身体の障がいの状態(注)となった場合に見舞金をお支払いさせていただきます。  
 お手数ではございますが、今回実施された手術によってつぎのいずれかに該当した場合は、その詳細についてご申告をいただきますようお願い申し上げます。

(注)特定の身体の障がいの状態とは以下のものをいいます。

- 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
  - 「恒久的心臓ペースメーカー」とは、体内に埋め込んだ心臓ペースメーカーをいい、心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含まない。
  - また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合（電池交換等）を除く。
- 心臓に人工弁を置換したもの
  - 「人工弁」とは、機能が低下した弁膜の代用として、心臓内に移植するために人工的に作られた弁膜をいい、生体弁の移植を含むものとする。
  - ただし、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除く。
- 腎臓の機能を全く永久に失い、かつ、人工透析療法または腎移植を受けたもの
  - 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいう。ただし、一時的な人工透析療法を除く。
  - 「腎移植」とは、腎機能の回復の見込がないときに、他人から健康な腎臓の提供を受ける治療をいい、自家腎移植および再移植を除く。
- 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの
  - 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいう。ただし、直腸および肛門を一塊として摘出していない場合であっても、恒久的な人工肛門を造設したものについては、直腸および肛門を一塊として摘出したものとみなす。
  - 「人工肛門」とは、恒久的に腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいう。
- ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの
  - 「人工ぼうこう」とは、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいう。

フリガナ		印	
契約者 氏名			
フリガナ		生年月日	
加入者 (患者)氏名			

1. 身体の障がいの状態  
 下記に該当する障害の場合は、該当するものに○印をつけてください。

心臓	1. 恒久的心臓ペースメーカーを装着したものに該当する場合	
	植込んだもの	心臓ペースメーカー ・ 除細動器(ICD)
	植込みの状態 1	初期植込み ・ 再植込み ・ 付属品交換
	植込みの状態 2	恒久的植込み ・ 一時的植込み
	2. 心臓に人工弁を置換したものに該当する場合	
	置換した状態	初回置換 ・ 再置換
腎臓	3. 人工透析療法に該当する場合	
	人工透析の状態	恒久的なもの ・ 一時的なもの
	人工透析導入日	年 月 日
	4. 腎臓移植を受けた場合	
	腎臓移植の状態	初回移植 ・ 再移植
肛門	5. 人工肛門を造設した場合	
	人工肛門の状態	恒久的なもの ・ 一時的なもの
膀胱	6. 人工膀胱を造設した場合	
	人工膀胱の状態	恒久的なもの ・ 一時的なもの

全労済使用欄